

第二期

長野市 子ども・子育て 支援事業計画

概要版

【令和2年度～令和6年度】

～わくわく子育て すくすく子ども～



長野市

1 計画の概要

1 計画の位置付け

- 子ども・子育て支援法第61条に基づく法定計画です。また、次世代育成支援対策推進法に定める「行動計画策定指針」を踏まえた計画です。
- 子どもの貧困対策推進法や児童福祉法、児童虐待防止法に基づく施策を包含しています。
- 本市の最上位計画である「長野市総合計画」の方向性を踏まえるとともに、関連分野の個別計画、県の関連計画との整合性を図っています。

2 計画期間

- 令和2年度から令和6年度までの5年間です。
- 社会情勢の変化や国の制度の変更、市の上位計画・関連計画の見直し、市民ニーズ等に対応するため、計画期間の中間年を目安として、事業や目標値等の見直しを実施します。

2 ニーズ調査の結果や各種統計データからみえる 本市の子ども・子育て環境の状況

1 少子化・未婚化 ・晩婚化

出生数は減少傾向で、年少人口（0～14歳）の総人口に占める割合も低下し、少子化が進行しています。また、多くの年代で未婚率が上昇しています。

2 子育て家庭 の状況

(1) 世帯の状況

子どもがいる世帯の割合が減少しています。その中でも、ひとり親世帯の割合は増加しています。また、日常的に子どもをみてもらえる環境にある家庭の割合が減少しています。

(2) 子育ての楽しさ・負担感、悩みや不安

子育てを「とても楽しい」と感じる保護者の割合は増加し、負担を「とても感じる」とする保護者の割合は減少しています。子育ての悩みや不安として、「将来予想される経済的負担」、「出費がかさむこと」の割合が高くなっています。

3 就労意向と 保育ニーズ

フルタイムやパート・アルバイトで就労している母親の割合が増加しています。それに伴い、特に3歳未満児の保育ニーズが高まっています。現在働いていない母親も、「すぐにでも、または1年以内に就労したい」と考えている割合が増加しています。

4 職域における 子育て支援

父親の育児休業取得率は低い状況です。仕事と子育ての両立のために必要なこととして、「配偶者の協力」に次いで「職場の同僚・上司の理解や配慮」が高くなっています。

3 計画の基本的な考え方

1 基本理念

保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができ、未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指します。

すべての子育てが喜びとなり
すべての子どもが健やかに成長するために
【キャッチフレーズ】
～わくわく子育て すくすく子ども～

2 計画推進のための基本的な視点

- ① 子どもの最善の利益が実現される社会を目指す
- ② 全ての子どもの健やかな育ちを支援する
- ③ 連続性を踏まえた発達を支援する
- ④ 親としての成長を支援する
- ⑤ 社会全体で子どもの育ち及び子育てを支え合う

3 成果指標

指標1		現状値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)
子育てが「楽しい」と感じる 保護者の割合	就学前児童の保護者	90.1%	91.0%以上
	小学生児童の保護者	85.9%	86.0%以上

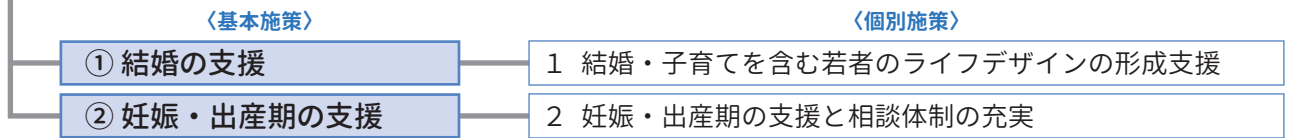
指標2		現状値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)
子育てに「とても不安や負担」 を感じる保護者の割合	就学前児童の保護者	5.1%	5.0%以下
	小学生児童の保護者	5.1%	5.0%以下

指標3	現状値 (平成29年)	目標値 (令和4年)
合計特殊出生率*	1.56	1.65以上

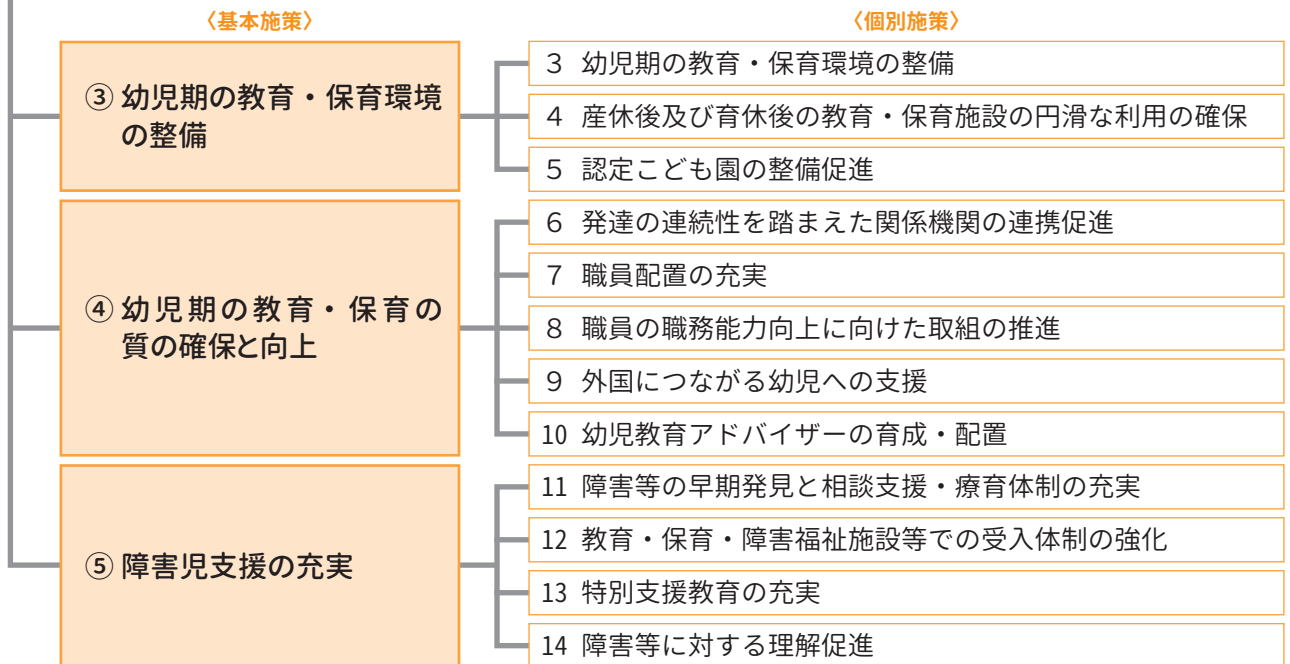
* 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表します。

4 施策体系

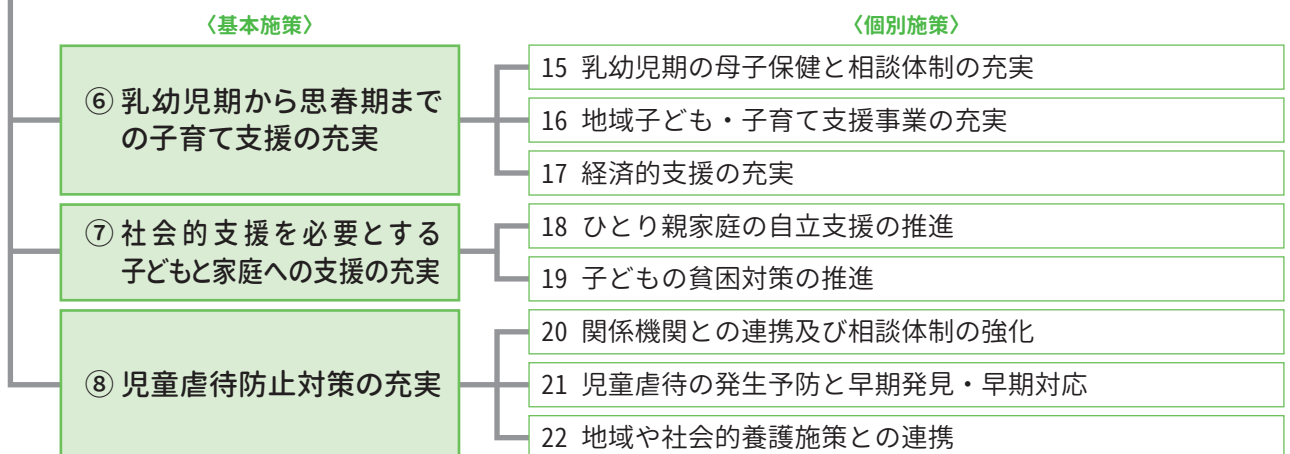
基本目標Ⅰ 結婚の良さや子育ての楽しさを実感できる支援をする



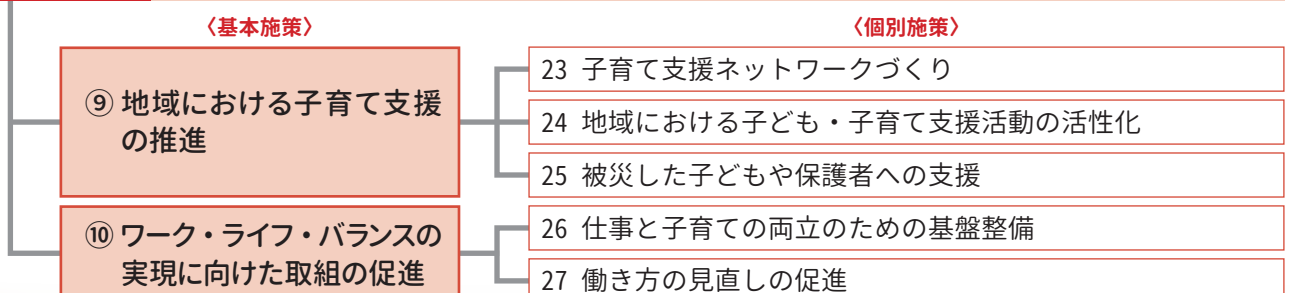
基本目標Ⅱ 子どもが健やかに育つよう子育て・子育てを支援する



基本目標Ⅲ 子どもと保護者がともに成長するため子育て家庭・保護者を支援する



基本目標Ⅳ 地域で子どもが安心して過ごせるよう社会全体で子どもの育ち・子育てを支援する



4 施策の展開

基本目標Ⅰ 結婚の良さや子育ての楽しさを実感できる支援をする

基本施策① 結婚の支援

- 若者を対象にセミナーやワークショップ等を開催し、家庭を築くために必要なことや妊娠・出産に関する知識などを伝え、将来を考える機会を提供します。

基本施策② 妊娠・出産期の支援

- 妊娠・出産・乳幼児の子育てを包括的に支援できるよう、保健センター等に母子保健コーディネーターを配置し、「子育て世代包括支援センター」（ながの版ネウボラ）を推進します。
- 妊婦・産婦健康診査やマタニティセミナーなどを通じて、妊娠・出産の健康管理、乳幼児の健全な発育や発達を支援します。

基本目標Ⅱ 子どもが健やかに育つよう子育て・子育てを支援をする

基本施策③ 幼児期の教育・ 保育環境の整備

- 安心して子どもを預けることができる環境を整えるため、教育・保育ニーズを適切に把握し、保育人材や適正な利用定員の確保を図ります。
- 保育サービスのガイド役として「保育コーディネーター」を配置し、情報提供やサービス利用に向けての支援、適切な相談対応を行います。

基本施策④ 幼児期の教育・ 保育の質の確保 と向上

- 小学校と近隣の幼稚園・保育園・認定こども園が連携し、子どもの育ちをつなげるための円滑な接続に取り組みます。
- 職員の専門性向上に向け、幼稚園・保育園等の職員研修や、園の自己評価を促進します。
- 幼児教育体制の充実を図り、専門性の高い支援ができるよう、「幼児教育アドバイザー（保育指導員）」の育成・配置を行います。

基本施策⑤ 障害児支援 の充実

- 乳幼児期からの一貫した支援が受けられるよう、保健、福祉、医療、教育分野における連携強化と情報共有を図ります。
- 障害の疑いや心身の発達に不安のある乳幼児を早期に把握し、年齢等にあった相談指導や医療・療育を提供する体制の充実を図ります。
- 特別な支援が必要な子どもの受入れを拡充できる体制を強化し、集団生活の中で健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。

基本目標Ⅲ 子どもと保護者がともに成長するため子育て家庭・保護者を支援する

基本施策⑥ 乳幼児期から 思春期までの子育て 支援の充実

- 「はじめまして赤ちゃん事業」などを通じて子どもと家庭の状況把握に努めるとともに、こども広場での「子育てコンシェルジュ」による相談、情報提供等を行い、保護者の立場に寄り添い必要な支援につなげます。
- 全ての子育て家庭を支援するため、地域の様々な子育て支援の確保・充実を図ります。
- 理想の子どもの数を持てる社会の実現に向けて、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

基本施策⑦ 社会的支援を必要と する子どもと家庭へ の支援の充実

- ひとり親家庭が子育てをしながら安心して生活し働くことができるよう、就業や生活全般の相談等に応じます。
- 現在から将来にわたって、全ての子どもが前向きな気持ちで夢や希望を持つことができるよう、学習・体験機会の確保等を図り、生活や経済的な面を支援します。

基本施策⑧ 児童虐待 防止対策の 充実

- 「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、住民に身近な場所において継続した支援や相談等を行います。
- 妊娠期からの切れ目のない支援を行い、様々なアプローチにより社会的孤立を防ぎ、児童虐待の未然防止と早期支援を図ります。
- 市政出前講座等により、市民や関係機関等に対して児童虐待や通報についての周知を図ります。

基本目標Ⅳ 地域で子どもが安心して過ごせるよう社会全体で子どもの育ち・子育てを支援する

基本施策⑨ 地域における 子育て支援の 推進

- 子育て家庭の負担感や孤立感解消のため、子育て家庭同士等の交流機会の拡充を図るとともに、自主的なサークル活動等の活性化を支援します。
- 地域全体で子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支えるまちづくりを推進するため、多様な子ども・子育て支援に取り組む団体等の活動を支援します。
- 令和元年東日本台風により被災した子どもや保護者の心のケアに取り組めます。

基本施策⑩ ワーク・ライフ・ バランスの実現に 向けた取組の促進

- 仕事と子育ての両立のため、多様な働き方に対応するきめ細かな保育サービスや子育て支援の展開を図ります。
- 事業主や市民に対して子育て支援や働き方の見直しへの意識啓発を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業所の積極的な取組を評価し支援します。

5 量の見込みと確保方策

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、計画期間5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）と「確保方策」（量の見込みに対応する確保の内容とその実施時期）を定めています。

1 教育・保育事業

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定・2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）					
量の見込み（a）	3,199	3,254	3,187	3,070	2,959
確保の内容（b）	5,162	5,162	5,162	5,162	5,162
過不足（b-a）	1,963	1,908	1,975	2,092	2,203
2号認定（保育利用）					
量の見込み（a）	5,487	5,619	5,560	5,357	5,154
確保の内容（b）	6,092	6,092	6,092	6,092	6,092
過不足（b-a）	605	473	532	735	938
3号認定（0歳）					
量の見込み（a）	526	557	585	611	633
確保の内容（b）	654	654	654	654	654
過不足（b-a）	128	97	69	43	21
3号認定（1-2歳）					
量の見込み（a）	2,635	2,581	2,518	2,543	2,558
確保の内容（b）	2,638	2,638	2,638	2,638	2,638
過不足（b-a）	3	57	120	95	80

1号認定	3～5歳で保育の必要性のない子ども（幼稚園・認定こども園を利用）
2号認定	3～5歳で保育の必要性がある子ども（保育所・認定こども園を利用）
3号認定	0～2歳で保育の必要性がある子ども（保育所・認定こども園、地域型保育を利用）

2 地域子ども・子育て支援事業（一部抜粋）

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延長保育事業					
量の見込み（a）	2,318	2,300	2,238	2,172	2,104
確保の内容（b）	2,318	2,300	2,238	2,172	2,104
過不足（b-a）	0	0	0	0	0
放課後子ども総合プラン					
量の見込み（a）	8,921	8,954	8,998	8,950	8,910
（留守家庭児童）	8,489	8,524	8,560	8,514	8,481
（希望児童）	432	430	438	436	429
確保の内容（b）	12,716	12,835	12,872	12,872	12,872
過不足（b-a）	3,795	3,881	3,874	3,922	3,962
はじめまして赤ちゃん事業					
量の見込み（a）	2,703	2,652	2,601	2,543	2,483
確保の内容（b）	保健所・保健センター保健師、訪問委託保健師・助産師による訪問				
病児・病後児保育事業					
量の見込み（a）	1,963	1,947	1,896	1,840	1,783
確保の内容（b）	2,190	2,181	2,190	2,190	2,187
過不足（b-a）	227	234	294	350	404
妊婦健康診査					
量の見込み（a）	2,854	2,800	2,746	2,685	2,622
確保の内容（b）	県内全ての医療機関で実施（県外の医療機関については申請により償還払い）				

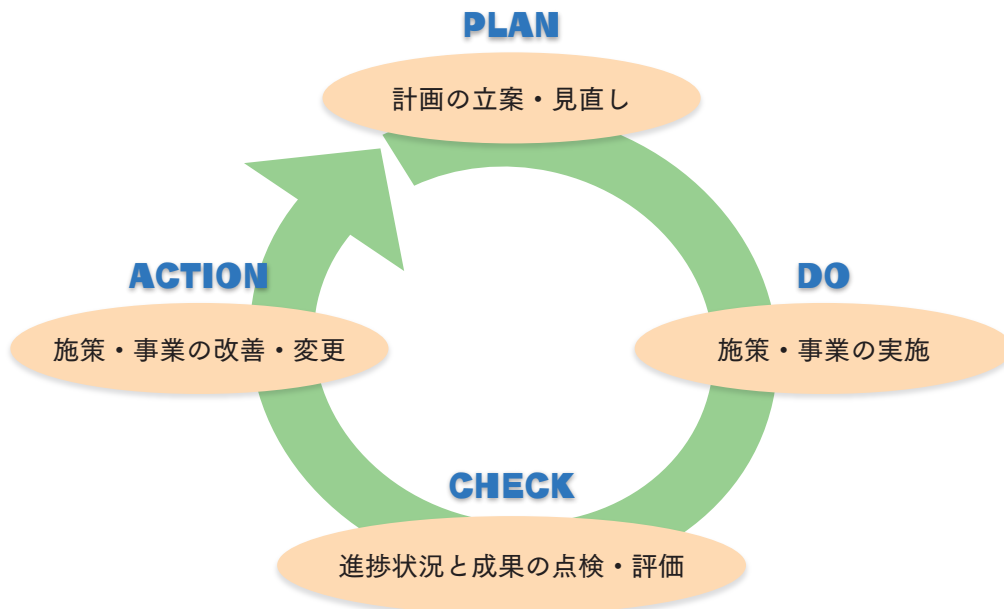
6 計画の推進

1 市民や関係機関等との連携

○市や県、公的機関の取組だけでなく、家庭や地域をはじめ、子育てサークル、NPO、ボランティア、教育・保育施設の事業者、民間企業等と連携しながら、社会全体で子ども・子育て支援を推進していきます。

2 計画の達成状況の点検・評価

- 長野市版子ども・子育て会議である長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、施策・事業の進捗状況について毎年度点検・評価して結果を公表し、施策・事業の改善等につなげます。
- 計画全体の成果については、令和5年度に実施予定のニーズ調査などを活用して評価を行います。



第二期長野市子ども・子育て支援事業計画

令和2年4月

発行 長野市

編集 長野市こども未来部こども政策課

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

ホームページ <https://www.city.nagano.nagano.jp/>